

利 用 者 の た め に

1 調査の目的

本調査は、全国の主要漁港における主要水産物の用途別出荷量等を調査し、水産物の需給計画、流通施設の改善等を推進するための資料とすることを目的に実施する。

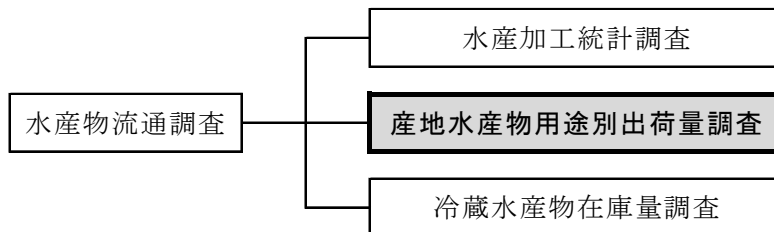
2 調査の根拠法令

統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施した一般統計調査である。

3 調査機構

農林水産省が委託した民間事業者（以下「民間事業者」という。）を通じて実施した。

4 調査の体系



5 調査の対象

卸売業者、漁業協同組合及び仲卸業者

6 抽出方法

2018年漁業センサス漁業地区名簿を基に、調査品目の水揚量が年間調査の当該品目のおおむね6割を占める漁業地区（漁港）を調査区として有意抽出し、抽出した調査区内に所在する産地卸売市場の卸売業者及び漁業協同組合を全て調査対象とした。

7 調査対象数

令和5年の調査対象数は32漁業地区42事業所、有効回答数は32漁業地区42事業所（有効回答率100.0%）である。

8 調査の時期

(1) 調査対象期間

令和5年1月1日から12月31日までの1年間

(2) 調査実施時期

調査票の配布：令和6年2月下旬

調査票の回収：令和6年3月下旬

9 調査事項

市場上場水揚量、用途別出荷量

10 調査方法

調査は次のいずれかの方法により実施した。

- (1) 民間事業者が調査対象に調査票を郵送、オンライン又はFAXにより配布・回収する自計調査の方法
- (2) 民間事業者が雇用する調査員の面接聞き取り又は電話による他計調査の方法
- (3) 民間事業者が、調査対象が独自に取りまとめているデータの提供を受け調査票に転記する他計調査の方法

11 集計方法

本調査の集計は、農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室において行った。

数量（市場上場水揚量及び用途別出荷量）については、それぞれ積上げにより算出した。

なお、用途別出荷量について回答が得られなかった場合は、当該調査対象の前年の調査結果（又は直近の調査結果）から用途別出荷量割合を算出し、その割合を市場上場水揚量に乗じることにより補完した。

12 実績精度

本調査は、カバレッジ方式に基づく有意抽出により実施しているため、実績精度の算出は行っていない。

13 用語の解説及び分類の定義

- | | |
|------------|--|
| (1) 用途別出荷量 | 市場上場水揚量（調査区内の卸売市場において、せり、入札、相対等によって取り引きされた水産物の量。搬入量（調査区外の漁港等から搬入されたもの）及び冷蔵庫から出庫された量は除く。）の最終的な用途別（生鮮食用向け、ねり製品・すり身向け、缶詰向け、その他の食用加工品向け、魚油・飼肥料向け、養殖用又は漁業用餌料向け）の出荷量である。 |
|------------|--|

(2) 品目分類

品目の分類は、次のとおりである。

品 目 分 類		定 義 又 は 内 容 例 示
ま ぐ ろ	生鮮	くろまぐろ、みなみまぐろ（いんどまぐろを含む。）の成魚（おおむね20kg以上のもの。）。冷凍には、冷凍フィレーを含む。
	冷凍	
め ば ち	生鮮	めばちの成魚（おおむね10kg以上のもの。）。冷凍には、冷凍フィレーを含む。
	冷凍	
き は だ	生鮮	きはだの成魚（おおむね10kg以上のもの。）。冷凍には、冷凍フィレーを含む。
	冷凍	
か つ お	生鮮	かつお（すま（やいと）、はがつお（きつねがつお）等のかつおを除く。）
	冷凍	
さけ・ます類	生鮮	べにざけ、しろざけ（さけ、あきさけ）、ぎんざけ、ますのすけ等のさけ類。からふとます、さくらます等のます類。
ま い わ し		まいわし
か た く ち い わ し		かたくちいわし
ま あ じ		まあじ（通称じんた、ぜんご（まあじの幼魚））と呼ばれているもの（めあじ（あかあじ）、かいわり、くろあじ、しまあじ等のあじ類を除く。）。
さ ば 類		まさば（ひらさば）、ごまさば（まるさば）
さ ん ま		さんま
ぶ り 類		ぶり（通称はまち、いなだ）、ひらまさ、かんぱち等と呼ばれているもの（もじゃこ（ぶりの幼魚）の養殖向けのもの除く。）。
か れ い 類	生鮮	まがれい、あぶらがれい、うしのした類のほか、ひらめの一部（がんぞうびらめ、やりがれい）を含む。
た ら	生鮮	まだら（底だら（メルルーサ、リング、ギンダラ、ハドック、ホキ、イトヒキダラ等）を除く。）。
す る め い か	生鮮	するめいか（外国水域で漁獲されるアルゼンチンまついか、ニュージーランドするめいかを含む。）で、つぼ抜き、ロール等の調整されたものを含む。
	冷凍	

14 利用上の注意

- (1) 表示単位未満の数値を四捨五入しているため、計と内訳が一致しない場合がある。
- (2) 統計表に用いた記号は、次のとおりである。
「0」、「0.0」：単位に満たないもの（例：0.4 t → 0 t）
「－」：事実のないもの
- (3) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「令和5年産地水産物用途別出荷量調査結果」（農林水産省）による旨を記載してください。

15 ホームページ掲載案内

本調査の結果は、農林水産省のホームページ「統計情報」の分野別分類「水産業」の「産地水産物用途別出荷量調査」で御覧いただけます。

なお、統計データ等に訂正等があった場合には、同ホームページに正誤表とともに修正後の統計表を掲載します。

https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/suisan_ryutu/santi_ryutu/index.html#r

16 お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課消費統計室 食品産業動向班

電 話：（代表） 03—3502—8111 内線 3716

（直通） 03—6744—2048

※ 本調査に関するご意見・ご要望は、上記問合せ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html>